

食品の譲渡に関する合意書(受取団体)

フードバンク泉佐野(以下「甲」という。)と _____ (以下「乙」という。)
は、甲の乙に対する食品の譲渡に関して、以下のとおり合意する。

1. 食品の譲渡

甲は、食品の提供を行う食品関連事業者又は食品を保有する事業者(以下「食品提供事業者」という。)から提供された食品(以下「提供食品」という。)については、乙の希望を考慮して、譲渡する食品の種類や量、配送方法や納期を検討し、乙に対しこれを譲渡するものとする。

2. 提供食品の品質確保

甲は、食品衛生法そのほか関係する法令に適合(消費期限又は賞味期限内であることを含む。)する食品を乙に譲渡するものとする。

3. 受取先における提供食品の保存の方法及び消費期限又は賞味期限の遵守

乙は、提供食品の品質が保持されるように適切に保存するものとし、定められた消費期限又は賞味期限を厳守するものとする。また、甲は乙に対して提供食品を適切に取り扱うよう指導することができるものとする。

4. 取引先における提供食品のアレルゲンの取り扱い

乙の責任において提供食品のアレルゲンの内容を確認、把握した上で適切に管理し使用すること。

5. 受取先における提供食品の転売等の禁止

乙は、甲の合意の下に行うフードバンク活動に準ずる利用を除き、提供食品を転売せず、金銭その他の有価物と交換をしないものとする。

6. 受取先における提供食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告

乙は、提供食品の取扱いに関する情報を記録し、これを2年間保存するものとする。また、甲に対し、提供食品の利用の結果を定期的に報告するものとする。

7. 責任の所在

- (1) 譲渡段階及び消費期限又は賞味期限までの提供食品の品質については、原則、甲及び食品提供事業者において品質を保証するが、譲渡後の保存方法や消費期限又は賞味期限の遵守については、乙の責任において管理すること。

(2) 食品衛生上の問題については、譲渡前の原因によるものは甲又は食品提供事業者の責任、譲渡後の原因によるもの乙の責任とする。

8. 提供食品に係る事故発生時における対応

甲と乙は、提供食品に係る事故が発生した場合、甲、乙又は関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明や事故の対応、再発防止策等について、別途誠実に協議するものとする。また、乙は提供食品について事故等が発生した際には、食品提供事業者ではなく、まず甲に連絡するものとする。

9. 受取先における提供食品の情報の取扱い

提供食品の製造・販売者名、食品の名称等に関する情報の公表や取材時における取扱いについては、甲に確認を行い、甲を通じて食品提供事業者からの指示に従うものとする。

10. 提供食品の譲渡について

子ども食堂、フードパントリーなどの支援事業団体への譲渡を優先とする。

11. 合意書の有効期間

本合意書の有効期間は、下記日付から満1年間とする。

期間満了の1カ月前までに、当事者のいずれからも書面による契約終了の意思表示がない場合には、同一の内容で期間を1年間更新するものとし、以降も同様とする。

本合意の証として、本合意書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 住 所 泉佐野市中町3丁目4-25

名 称 フードバンク泉佐野

代表者名 水取 博隆 (印)

(乙) 住 所

名 称

代表者名 (印)